

# 新潟市消防局査察事務処理要綱

## 目次

### 第1章 総則（第1条・第2条）

### 第2章 査察

#### 第1節 査察の基本（第3条）

#### 第2節 査察の執行（第4条）

#### 第3節 資料提出、報告徴収及び収去（第5条―第8条）

#### 第4節 立入検査結果の処理（第9条・第10条）

### 第3章 違反処理

#### 第1節 違反処理の基本（第11条・第12条）

#### 第2節 警告（第13条）

#### 第3節 命令（第14条―第17条）

#### 第4節 特例認定の取消し（第18条）

#### 第5節 許可等の取消し（第19条―第21条）

#### 第6節 告発（第22条）

#### 第7節 過料事件の通知（第23条）

#### 第8節 代執行（第24条）

#### 第9節 略式の代執行（第25条）

### 第4章 雑則（第26条―第28条）

## 附則

### 第1章 総則

#### （目的）

第1条 この要綱は、新潟市消防局査察規程（令和8年新潟市消防局訓令第1号。以下「規程」という。）に基づき、別に定めのあるものを除くほか、査察の執行に関する事務処理について定めることを目的とする。

(用語の定義)

第2条 この要綱における用語の意義は、規程において使用する用語の例による。

## 第2章 査察

### 第1節 査察の基本

(査察計画及び執行管理)

第3条 規程第6条に規定する査察計画は、別記様式第1号の査察実施(計画)状況確認表により行うものとする。

### 第2節 査察の執行

(事前通告)

第4条 規程第11条第1項に規定する立入検査の事前の通告は、原則として口頭により行うものとし、書面で行う場合は、別記様式第2号の立入検査通告書により行うものとする。

### 第3節 資料提出、報告徴収及び収去

(任意の要請)

第5条 規程第12条第1項の規定により資料の提出又は報告の徴収を求めるときは、口頭又は別記様式第3号の資料提出(報告)依頼書により行うものとする。

2 関係者から提出された資料の受領、資料の返還及び報告の受領は、次の各号により行うものとする。

(1) 資料は、別記様式第4号の資料提出書に添付させ、当該資料の所有権の放棄の有無を記載させること。

(2) 関係者が提出した資料の所有権を放棄するときは別記様式第5号の提出資料受領書を、返還を求めるときは別記様式第6号の提出資料保管書を交付すること。

(3) 提出された資料を関係者に返還するときは、提出資料保管書と引換えに返還し、資料の返還を受けた旨を当該提出資料保管書に記載させること。

(4) 報告を受けたときは、別記様式第7号の報告受領書を交付すること。

(資料提出命令)

第6条 規程第12条第2項の規定により資料の提出を命ずるときは、別記様式第8号の資料提出命令書を交付するものとする。

2 前項の命令の履行期限は、資料の提出のために合理的に必要と認められる期間を勘案して定めるものとする。

3 資料の取扱いについては、前条第2項第1号から第3号までの規定を準用するものとする。

(報告命令)

第7条 規程第12条第2項の規定により報告を命ずるときは、別記様式第9号の報告命令書を交付するものとし、報告を受けたときは、別記様式第7号の報告受領書を交付するものとする。

2 前項の命令の履行期限は、報告のために合理的に必要と認められる期間を勘案して定めるものとする。

(危険物等の収去)

第8条 規程第13条第1項に規定する収去証は、別記様式第10号の収去証により交付するものとする。

第4節 立入検査結果の処理

(立入検査結果通知書の作成等)

第9条 規程第14条第1項に規定する立入検査結果の通知については、消防法（昭和23年法律第186号。以下「法」という。）、石油コンビナート等災害防止法（昭和50年法律第84号。以下「石災法」という。）及び新潟市火災予防条例（昭和37年新潟市条例第12号。以下「条例」という。）は別記様式第11号の立入検査結果通知書により、火薬類取締法（昭和25年法律第149号。以下「火取法」という。）、高圧ガス保安法（昭和26年法律第204号。以下「高圧法」という。）、液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律（昭和42年法律第149号。以下「液石

法」という。)及び特定ガス消費機器の設置工事の監督に関する法律(昭和54年法律第33号。以下「特監法」という。)は別記様式第12号の立入検査結果通知書により行うものとする。ただし、次の各号に掲げる違反の事実を確認したときは、別記様式第13号の立入検査結果通知書(即時交付)により行うことができる。

- (1) 防火管理者未選任、消防計画未作成又は消防訓練未実施
- (2) 防火対象物定期点検結果未報告
- (3) 消防用設備等点検結果未報告

2 規程第14条第2項に規定する計画は、別記様式第14号の改善(計画)報告書により行うものとする。

3 第1項の立入検査結果通知書の作成は、次の各号によるものとする。

- (1) 名宛人は、消防法令違反又は火災危険等の内容ごとに特定すること。この場合において、消防法令違反又は火災危険等の内容ごとに名宛人が異なるときは、当該名宛人ごとの立入検査結果通知書を作成すること。
- (2) 消防法令違反の事実又は火災危険等があることを客観的に明示するとともに、適用法条及び改善(計画)報告書の提出期限を記載すること。
- (3) 改善(計画)報告書の提出期限は、立入検査結果通知書の交付日から2週間以内とすること。

(立入検査結果通知書の交付)

第10条 消防長等は、次の各号により立入検査結果通知書を交付するものとする。

- (1) 立入検査結果通知書は、名宛人に直接交付すること。ただし、名宛人に直接交付することが困難であるときは、名宛人と相当の関係のある者に交付し、又は名宛人に郵送すること。
- (2) 立入検査結果通知書を、名宛人又は名宛人と相当の関係のある者に直接交付したときは、別記様式第15号の受領書に署名又は記名押印させ、郵送したときは、発送日、発送先及び郵送した旨を受領書に記載すること。

2 査察員は前条第1項に規定する立入検査結果通知書（即時交付）を名宛人又は名宛人と相当の関係のある者に直接交付したときは、立入検査結果通知書（即時交付）（3面）に署名又は記名押印させ、交付した事実を消防長又は消防署長（以下「消防長等」という。）に報告すること。

### 第3章 違反処理

#### 第1節 違反処理の基本

##### （違反処理の留保）

第11条 規程第15条第4項に規定する行政上適切でない合理的理由とは、次の各号に掲げるものとする。

- （1） 改修、移転又は取壊し等の工事の計画が確認できるなど具体化している場合、その時期や違反の程度と比較衡量して、留保することが妥当な場合
- （2） 権利関係について、係争中等により名宛人が特定できない場合で違反の程度と比較衡量して、留保することが妥当な場合
- （3） その他社会通念上、違反処理を留保することが妥当な場合

##### （違反調査）

第12条 規程第17条第1項に規定する調査（以下「違反調査」という。）は、実況見分、質問及び証拠収集により、違反者及び違反事実を特定するものとする。

2 規程第17条第2項の規定による違反調査の結果は、別記様式第16号の違反調査報告書により消防長等に報告するものとする。

3 第1項の実況見分を行ったときは、必要に応じて、別記様式第17号の実況見分調書を作成するものとし、図面及び写真を添付するものとする。

4 第1項の質問を行ったときは、必要に応じて、別記様式第18号の質問調書を作成するものとする。

5 第2項の違反調査報告書には、違反調査により作成又は収集した一切の資料を添付するものとする。

## 第2節 警告

(警告)

第13条 規程第18条第1項に規定する警告書については、法、石災法及び条例は別記様式第19号の警告書により、火取法、高圧法、液石法及び特監法は別記様式第20号の警告書により交付するものとする。

2 規程第18条第2項に規定する計画書は、別記様式第21号の履行計画書とし、受領したときは、次の各号により処理するものとする。

(1) 履行期限までに消防法令違反を是正し、又は火災危険等を排除することが可能な計画であるかを確認すること。

(2) 関係者が警告事項の履行が困難である旨を申し出ている場合で第11条各号に該当するものは、留保することができる。

3 警告を行う際は、次の各号に留意するものとする。

(1) 警告を受ける者は、同一事案について後日に命令又は告発を行うときの受命者又は被告発人と同一でなければならない。

(2) 消防法令違反又は火災危険等の内容ごとに名宛人が異なるときは、当該名宛人ごとの警告書を作成すること。

(3) 共有物に対して警告を行う場合は、すべての共有者を名宛人として特定すること。

(4) 警告書には、消防法令違反の事実又は火災危険等があることを客観的に明示するとともに、適用法条、履行期限及び当該警告に従わなかったときの措置を記載すること。

(5) 警告に係る履行期限は、消防法令違反又は火災危険等の内容ごとに是正のために合理的に必要と認める期間を勘案して定めること。

4 規程第18条第4項に規定する警告内容の報告は、別記様式第22号の警告内容報告書により行うものとする。

5 消防署長は、警告事項の是正が確認されたときは、消防長に別記様式第23号の警告事項是正報告書により報告するものとする。

### 第3節 命令

(命令)

第14条 規程第21条第1項に規定する命令書は、別記様式第24号の命令書により行うものとする。

2 規程第22条第1項の規定による命令については、法第3条第1項の規定に基づく命令は別記様式第25号の命令書により、法第5条の3第1項の規定に基づく命令は別記様式第26号の命令書により行うものとする。

3 規程第21条第2項に規定する計画書は前条第2項の規定を準用する。

4 規程第21条第3項に規定する命令内容の報告は、別記様式第27号の命令内容報告書により行うものとする。ただし、同規程第24条の規定により公示を行う命令を行ったときは、直ちに命令書の写しを規制指導課へ送付するものとする。

5 命令を行う際は、前条第3項各号の規定を準用するほか、次の各号に留意するものとする。

(1) 権原を有しない者に対して行った命令は、違法かつ無効となる場合があることに十分留意して受命者を特定すること。

(2) 裁判所により仮処分を受けている防火対象物等の関係者への命令は、あらかじめ当該裁判所に連絡をとってから行うこと。

(公示)

第15条 規程第24条の規定による公示は、次の各号に掲げる方法により行うものとする。ただし、公示を行う前に命令事項が履行されたときは、当該公示は行わないものとする。

(1) 標識の設置（液石法第88条第2項第1号の2の規定を除く。）

(2) 新潟市公報への掲載

(3) 消防局及び消防署への掲示又は新潟市のホームページへの掲載

- 2 前項第1号の標識の設置については、別記様式第28号の消防法による命令の公告により、前項第2号及び第3号の公示については、法による命令は別記様式第29号の消防法による命令の公告により、液石法による認定の取消しは別記様式第30号の液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律による公告により行うものとする。
- 3 命令を行った場合は、速やかに第1項の公示を行い、当該命令の履行又は解除がなされるまでの間その状態を維持するものとする。
- 4 第1項の公示に係る区分及び主体は、次の表のとおりとする。

区分	主体
標識の設置	消防長、消防署長
新潟市公報への掲載	消防長
消防局及び消防署への掲示又は新潟市のホームページへの掲載	消防長

- 5 公示を行う際は、次の各号に留意するものとする。
- (1) 標識は、防火対象物又は危険物製造所、貯蔵所若しくは取扱所の出入口等、利用者の見やすい場所に設置すること。ただし、防火対象物の管理について権原が分かれているときは、利用形態等を勘案し、命令を受けた関係者が管理する部分の出入口に設置すること。
- (2) 標識は、法第10条第1項の規定による承認又は法第11条第1項の規定による許可を受けないで指定数量（危険物の規制に関する政令（昭和34年政令第306号。以下「危政令」という。）別表第3に規定する指定数量をいう。）以上の危険物を貯蔵し、又は取り扱う場合にあっては、付近の見やすい場所に設置すること。
- (3) 標識は、危政令第2条第6号に規定する移動タンク貯蔵所（以下「移動タンク貯蔵所」という。）の場合にあっては、常置場所の見やすい場所又は車体の前部若しくは貯蔵タンク部に設置すること。
- (4) 標識の設置は、複数の職員で行うこと。この場合において、設置した標識を損

壊し、又は標識の設置を妨げるなどの事案が発生したときは、速やかに消防長等に報告すること。

(催告)

第16条 規程第25条に規定する催告書は、別記様式第31号の催告書により交付するものとする。

(命令の解除)

第17条 規程第26条第1項に規定する命令の解除は、別記様式第32号の命令解除通知書により行うものとする。

2 規程第26条第2項に規定する報告は、別記様式第33号の命令解除報告書により行うものとする。

#### 第4節 特例認定の取消し

(特例認定の取消し)

第18条 規程第27条第1項に規定する特例認定の取消しは、別記様式第34号の特例認定取消書により行うものとする。

2 規程第27条第2項に規定する特例認定の取消しの報告は、別記様式第35号の特例認定取消報告書により行うものとする。

#### 第5節 許可等の取消し

(許可の取消し)

第19条 規程第28条に規定する許可の取消しについては、法による許可の取消しは別記様式第36号の許可取消書により、火取法、高圧法及び液石法による許可の取消しは別記様式第37号の許可取消書により行うものとする。

(登録の取消し)

第20条 規程第29条に規定する登録の取消しは、別記様式第38号の登録取消書により行うものとする。

(認定の取消し)

第21条 規程第30条に規定する認定の取消しは、別記様式第39号の認定取消書により行うものとする。

#### 第6節 告発

(告発)

第22条 規程第31条第1項に規定する告発は、当該消防法令違反の事件を管轄する検察官又は警察署長（以下「検察官等」という。）と事前に別記様式第40号の情報提供シートにより協議した上で、別記様式第41号の告発書に違反事実及び消防法令違反の情状の認定に必要な証拠資料を添付して行うものとする。

2 規程第31条第3項に規定する告発内容の報告は、別記様式第42号の告発報告書により行うものとする。

3 消防署長は、検察官等から当該告発に係る処分の通知があったときは、速やかに別記様式第43号の告発に係る処分通知報告書に当該通知の写しを添えて消防長に報告するものとする。

#### 第7節 過料事件の通知

(過料事件の通知)

第23条 規程第32条第1項に規定する過料事件の通知は、別記様式第44号の通知書に証拠書類を添付して、郵送により行うものとする。

2 前項の証拠書類は次の各号に掲げるもののうち必要なものとする。

(1) 特例認定防火対象物又は特例認定防災管理対象物の管理権原者であったことを証する資料

(2) 特例認定防火対象物又は特例認定防災管理対象物の管理権原者に変更があったことを証する資料

(3) 特殊消防用設備等の設置維持計画に変更があったことを証する資料

(4) 過料に処せられるべき者の住所を証する資料

(5) 違反時点において特例認定防火対象物又は特例認定防災管理対象物であったこ

とを証する資料

(6) 第二種製造者、販売業者及び特定高圧ガス消費者の承継を証する資料

(7) 液化石油ガス販売事業者等の登録、地位、工事記録等を証する資料

3 規程第32条第2項の規定による過料事件の通知の報告は、別記様式第45号の過料事件報告書により行うものとする。

#### 第8節 代執行

(代執行)

第24条 規程第33条第1項に規定する代執行の手続きは、次の各号により行うものとする。

(1) 関係者に対し、行政代執行法（昭和23年法律第43号）第3条第1項に規定する戒告を別記様式第46号の戒告書により行うこと。

(2) 関係者が、前号の戒告を受けて期限までに義務を履行しないときは、行政代執行法第3条第2項による通知を別記様式第47号の代執行令書により行うこと。

(3) 代執行の執行責任者は、代執行を行う前日までに消防長等から別記様式第48号の代執行執行責任者証の交付を受けなければならない。

(4) 費用の支出を要したときは、関係者に対して、別記様式第49号の代執行費用納付命令書を交付し、当該費用を徴収すること。

2 規程第33条第3項の規定による代執行の報告は、別記様式第50号の代執行報告書により行うものとする。

#### 第9節 略式の代執行

(略式の代執行)

第25条 規程第34条第2項に規定する略式の代執行の報告は、別記様式第51号の略式の代執行報告書により行うものとする。この場合において、火災の予防に危険であると認める物件又は消防の活動に支障になると認める物件を保管したときは、別記様式第52号の保管物件処理票を添付するものとする。

2 規程第34条第3項に規定する公告は、別記様式第53号の消防法による措置の予告により行うものとし、消防局及び略式の代執行を行おうとする消防対象物が存する区域を管轄する消防署に掲示するものとする。

3 略式の代執行による物件の除去及び保管並びに保管した物件の返還及び受領については、次の各号のとおりとする。

(1) 物件の保管にあたっては、物件の滅失、毀損及び盗難の防止を図ること。

(2) 法第3条第1項第3号又は第4号に掲げる措置をいかに行ったかを証明できるように、措置前から措置完了までの状況を明確に写真撮影すること。

(3) 物件を保管したときは、消防長は別記様式第54号の保管物件公告を作成し、消防局及び物件を保管している消防署に掲示するとともに、保管物件処理票を随時関係者が閲覧できるようにしておくこと。

(4) 前号により公示をした場合で、公示の日から起算して14日を経過してもなお保管した物件の所有者、管理者又は占有者で権原を有する者（以下「所有者等」という。）の氏名及び住所を知ることができないときは、前号の規定による公告を新潟市公報に掲載すること。

(5) 保管物件の所有者等であることを主張する者から、保管物件の返還を求められたときは、別記様式第55号の保管物件返還請求書を提出させるとともに、保管物件の所有者等であることを証する書類等の提示を求め、権利の存否を確認し、当該物件を返還すること。この場合、保管物件返還請求書に受領した旨を、署名させること。

(6) 保管物件の所有者等であることを主張する者から、所有権を放棄する旨の申出があったときは、別記様式第56号の所有権放棄書を提出させるとともに、保管物件の所有者等であることを証する書類等の提示を求め、所有権の存否を確認すること。

(7) 前2号の保管物件を返還又は受領する場合で、当該物件の除去及び保管に要した費用があるときは、所有者等又は所有権を放棄した者に対して、別記様式第57号の保管費用納付命令書を交付し、当該費用を徴収すること。

- (8) 災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第64条第6項に規定する法定期間を経過した保管物件については、消防長と協議し処理すること。

#### 第4章 雑則

(送達)

第26条 規程第35条第1項の別に定める文書は、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 資料提出命令書
- (2) 報告命令書
- (3) 特例認定取消書
- (4) 許可取消書
- (5) 登録取消書
- (6) 認定取消書
- (7) 戒告書
- (8) 代執行令書
- (9) 代執行費用納付命令書
- (10) 保管費用納付命令書

2 規程第35条第1項に規定する警告書等（以下「警告書等」という。）の交付に当たっては、原則、名宛人に警告書等の内容を読み聞かせ、履行に必要な事項について説明するものとする。

3 警告書等を名宛人（名宛人に直接交付することが困難なときは、当該名宛人と相当の関係のある者）に直接交付したときは、受領者から別記様式第58号の受領書に署名押印を求めるものとする。この場合において、受領者が署名を拒否したときは、警告書等の控えにその旨を記載するものとする。

4 規程第35条第2項の規定により警告書等を郵送したときは、到達した事実の証明となるものを警告書等の控えに添付するものとする。

5 名宛人が正当な理由なく警告書等の交付を受けることを拒んだときに限り、名宛人の

住居、事業所等に警告書等を差し置くことができる。この場合において、後日名宛人に受領書の提出を求めるものとする。

(他市町村長等への通知及び速報)

第27条 規程第36条第1項に規定する通知は、別記様式第59号の命令発令通知書により行うものとし、命令書の写し及び関係資料を添付するものとする。

2 規程第36条第2項に規定する報告の内容は、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 命令日時
- (2) 命令の名宛人
- (3) 命令に係る移動タンク貯蔵所の設置又は変更の許可番号
- (4) 違反事項及び違反条項
- (5) 命令事項及び適用法条
- (6) 命令の履行状況
- (7) その他必要と認める事項

(関係機関への照会)

第28条 規程第37条第2項に規定する照会を行うときは、関係機関と事前に調整の上で、別記様式第60号の火災予防関係事項照会書により行うものとする。

附 則

(施行期日)

この要綱は、令和8年4月1日から施行する。



新 第 号  
年 月 日

（住所）  
（氏名） 様

（新潟市消防長・新潟市 消防署長）  
（氏名） 印

### 立入検査通告書

火災予防のために必要があるので、 の規定に基づき、下記のとおり立入検査を行うので通告します。

なお、正当な理由なく当該立入検査を拒み、妨げ、又は忌避した場合は、 の規定により処罰されることがあります。

#### 記

1 立入検査日時  
年 月 日 時 分から 時 分まで（予定）

2 立入検査場所  
（所在地）  
（名称）

#### 3 備考

- （1）立入検査の際は、責任ある方の立会いをお願いします。
- （2）上記1の日時に立入検査を行うことが困難な場合は、その旨を事前に下記担当者に連絡してください。

担当者氏名：（所属・氏名）

連絡先：（電話番号）

新 第 号  
年 月 日

（住所）

（氏名）

様

（新潟市消防長・新潟市 消防署長）

（氏名）

印

### 資料提出（報告）依頼書

火災の予防のために必要な下記の事項について、任意に資料の提出（報告）をするよう協力願います。

記

担当者氏名：（所属・氏名）

連絡先：（電話番号）

別記様式第4号（第5条、第6条関係）

年 月 日

（宛先）（新潟市消防長・新潟市 消防署長）

住所

氏名

資料提出書

年 月 日付け 第 号の（資料提出依頼書・資料提出命令書）により下記の資料を別添のとおり提出します。

なお、提出した資料については用済み後、（返還・処分）してください。

記

新 第 号  
年 月 日

（住所）

（氏名） 様

（新潟市消防長・新潟市 消防署長）

（氏名） 印

### 提出資料受領書

年 月 日付け 第 号の（資料提出依頼書・資料提出命令書）により提出を依頼した下記の資料を受領しました。

なお、提出された資料は用済み後、処分します。

記

新 第 号

年 月 日

（住所）

（氏名） 様

（新潟市消防長・新潟市 消防署長）

（氏名） 印

### 提出資料保管書

年 月 日付け 第 号の（資料提出依頼書・資料提出命令書）により提出を（依頼・命令）した下記の資料を保管しましたので、本書を交付します。

なお、保管した資料の返還を受けるときは、本書を持参し、返還欄に署名のうえ、提出が必要となります。

記

---

#### 【返還欄】

年 月 日付け 第 号の（資料提出依頼書・資料提出命令書）により提出した上記の資料の返還を受け、受領しました。

年 月 日

（受領者）

新 第 号  
年 月 日

（住所）

（氏名） 様

（新潟市消防長・新潟市 消防署長）

（氏名） 印

### 報告受領書

年 月 日付け 第 号の（報告依頼書・報告命令書）により  
報告を（依頼・命令）した下記の事項について、報告書を受領しました。

記

新 第 号  
年 月 日

（住所）  
（氏名） 様

（新潟市消防長・新潟市 消防署長）  
（氏名） 印

### 資料提出命令書

のために必要があるので、 の規定に基づき、下記のとおり  
命令する。

なお、本命令に従わない場合又は虚偽の資料を提出した場合は、 の規定  
により処罰されることがある。

#### 記

#### 命令事項

#### 教 示

この命令に不服のある場合は、命令があったことを知った日の翌日から起算して3  
か月以内に、新潟市長に対して審査請求をすることができる。

また、この命令については、命令があったことを知った日の翌日から起算して6か  
月以内に、新潟市を被告として処分の取消しの訴えを提起することができる（訴訟に  
おいて新潟市を代表する者は新潟市長となる。）。

なお、この命令について審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があ  
ったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、新潟市を被告として処分の取  
消しの訴えを提起することができる。

新 第 号  
年 月 日

（住所）  
（氏名） 様

（新潟市消防長・新潟市 消防署長）  
（氏名） 印

### 報告命令書

のために必要があるので、 の規定に基づき、下記のとおり命令する。

なお、本命令に従わない場合又は虚偽の報告をした場合は、 の規定により処罰されることがある。

### 記

#### 命令事項

#### 教 示

この命令に不服のある場合は、命令があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、新潟市長に対して審査請求をすることができる。

また、この命令については、命令があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、新潟市を被告として処分の取消しの訴えを提起することができる（訴訟において新潟市を代表する者は新潟市長となる。）。

なお、この命令について審査請求をした場合には、当該審査請求に対する判決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、新潟市を被告として処分の取消しの訴えを提起することができる。

新 第 号

年 月 日

収去証

（新潟市消防長・新潟市 消防署長）

（氏名） 印

（消防法・火薬類取締法・高圧ガス保安法・液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律） の規定に基づき、下記のことを試験のため収去します。

記

- 1 住所（法人にあつては主たる事務所の所在地）
- 2 氏名（法人にあつては名称及び代表者の氏名）
- 3 収去場所
- 4 （品名・火薬類の種類・ガスの種別品目）及び数量

担当者氏名：（所属・氏名）

連絡先：（電話番号）

新 第 号  
年 月 日

様

（新潟市消防長・新潟市 消防署長）  
（氏名） 印

### 立入検査結果通知書

所 在 地  
名 称

あなたの（所有・管理・占有）する上記消防対象物について、 年 月 日  
の規定に基づき立入検査を行ったところ、下記のとおり不備欠陥があるので速や  
かに改めるよう通知します。

なお、不備欠陥事項については、その改善状況及び改善計画を 年 月 日まで  
に新潟市 に報告してください。

記

- 1 検査結果
- 2 立会者
- 3 査察員

新 第 号  
年 月 日

様

（新潟市消防長・新潟市 消防署長）  
（氏名） 印

### 立入検査結果通知書

所 在 地  
名 称

年 月 日 の規定に基づき立入検査  
を行ったところ、下記のとおり不備欠陥があるので速やかに改めるよう通知します。

なお、不備欠陥事項については、その改善状況及び改善計画を 年 月 日まで  
に新潟市 に報告してください。

記

- 1 検査結果
- 2 立会者
- 3 査察員

年 月 日

立入検査結果通知書（即時交付）

様

新潟市 消防署  
階級・氏名  
連絡先

あなたが〔 所有・管理・占有 〕する消防対象物に、\_\_\_\_\_年 月 日消防法第4条の規定に基づき立入検査を実施した結果を下記のとおり通知します。

記

所在地	新潟市 区
名称	

次の消防法令の違反事項が認められます。本通知書の交付日から2週間以内に、是正の予定又は結果を改善（計画）報告書により提出してください。		
区分（根拠法令）	違反事項	備考
防火管理 (消防法第8条第1項)	<input type="checkbox"/> 防火管理者 未選任	
	<input type="checkbox"/> 消防計画 未作成	
	<input type="checkbox"/> 消防訓練 未実施	
防火対象物点検 (消防法第8条の2の2)	<input type="checkbox"/> 防火対象物定期点検結果 未報告	
消防用設備等点検 (消防法第17条の3の3)	<input type="checkbox"/> 消防用設備等点検結果 未報告	

※不明な点は、上記職員にお問い合わせください。

年 月 日

立入検査結果通知書 (即時交付)

様

新潟市 消防署  
階級・氏名  
連絡先

あなたが [ 所有・管理・占有 ] する消防対象物に、\_\_\_\_年 月 日消防法第4条の規定に基づき立入検査を実施した結果を下記のとおり通知します。

記

所在地	新潟市 区
名称	

次の消防法令の違反事項が認められます。本通知書の交付日から2週間以内に、是正の予定又は結果を改善(計画)報告書により提出してください。

区分(根拠法令)	違反事項	備考
防火管理 (消防法第8条第1項)	<input type="checkbox"/> 防火管理者 未選任	
	<input type="checkbox"/> 消防計画 未作成	
	<input type="checkbox"/> 消防訓練 未実施	
防火対象物点検 (消防法第8条の2の2)	<input type="checkbox"/> 防火対象物定期点検結果 未報告	
消防用設備等点検 (消防法第17条の3の3)	<input type="checkbox"/> 消防用設備等点検結果 未報告	

※不明な点は、上記職員にお問い合わせください。

受領者サイン欄

事業所名 _____	役職・氏名 _____
------------	-------------



別記様式第15号（第10条関係）

年 月 日

（宛先）（新潟市消防長・新潟市 消防署長）

住所

氏名

印

受領書

年 月 日付け 第 号の立入検査結果通知書は確かに受領しました。

備考

氏名欄は自署する場合、押印は不要です。

年 月 日

様

（所 属）  
（階級・氏名）

### 違反調査報告書

消防法令違反について、以下のとおり調査しましたので、報告します。

違反者	住所	
	氏名	
	生年月日	
	職業	
違反対象物	所在地	
	名称	
	用途	
	構造・規模	
違反事実		
違反条項		
違反の発生事由		
参考事項 (指導経過等)		

実況見分調書（第 回）

実況見分日時 開始 年 月 日 時 分 ころ  
                  終了 年 月 日 時 分 ころ

- 1 所在地
- 2 名称
- 3 用途

について、本職は次のとおり見分した。

年 月 日

所 属  
階級・氏名

印

実況見分の目的

実況見分の立会人  
住 所  
職・氏名・年齢

質 問 調 書（第 回）

質問実施日時 開始 年 月 日 時 分ころ  
終了 年 月 日 時 分ころ

所在地

名 称

上記 について、本職が下記の者に質問したところ任意に次のように供述した。

被質問者住所

氏 名

生年月日（年齢）

職業（職名）

新 第 号  
年 月 日

（住所）  
（氏名） 様

（新潟市消防長・新潟市 消防署長）  
（氏名） 印

### 警 告 書

所在地  
名 称  
用 途

上記消防対象物は、 と認めるので下記のとおり履行するよう警告する。  
なお、この警告に従わない場合は、法律に基づく措置をとることがある。  
命令を行ったときは、消防対象物に受命者の氏名、命令内容等を記載した標識の設置等により公示する。

記

警告事項

新 第 号  
年 月 日

（住所）  
（氏名） 様

（新潟市消防長・新潟市 消防署長）  
（氏名） 印

警 告 書

所在地  
名 称

上記 〃 と認めるので下記のとおり履行するよう警告する。  
なお、この警告に従わない場合は、法律に基づく措置をとることがある。

記

警告事項

別記様式第21号（第13条、第14条関係）

年 月 日

（宛先）（新潟市消防長・新潟市 消防署長）

住所

氏名

印

履行計画書

年 月 日付け 第 号の（警告・命令）書における（警告・命令）事項について、下記のとおり履行しますので、提出します。

記

備考

氏名欄は自署する場合、押印は不要です。

新 第 号  
年 月 日

様

新潟市 消防署長

警告内容報告書

下記のとおり、警告を行ったので、警告書（写）を添付のうえ、報告します。

記

- 1 所在地  
名 称  
用 途
- 2 送達日
- 3 送達方法

新 第 号  
年 月 日

様

新潟市 消防署長

警告事項是正報告書

下記のとおり、年 月 日付け 第 号で警告した事項について、是正が  
確認されましたので報告します。

記

- 1 所在地  
名 称  
用 途
- 2 是正確認日

新 第 号  
年 月 日

(住所)  
(氏名) 様

(新潟市消防長・新潟市 消防署長)  
(氏名) 印

命 令 書

所在地  
名 称  
用 途

上記 は、 と認めるので の規定により下記のとおり命  
令する。

なお、本命令に従わない場合は、 の規定により処罰されることがある。

記

- 1 命令事項
- 2 命令の理由

教 示

この命令に不服のある場合は、 日の翌日から起算して 以内に、新潟市長  
に対して審査請求をすることができる。

また、この命令については、 日の翌日から起算して 以内に、新潟市を被  
告として処分の取消しの訴えを提起することができる（訴訟において新潟市を代表  
する者は新潟市長となる。）。

なお、この命令について審査請求をした場合には、当該審査請求に対する 日  
の翌日から起算して 以内に、新潟市を被告として処分の取消しの訴えを提起す  
ることができる。

# 命 令 書

<p><b>【受命者】</b>                  (住 所)</p> <p>(職・氏名) <span style="float: right;">様</span></p> <p>火災の予防に危険である又は消防の活動に支障になると認めるので、消防法第3条第1項の規定により次の措置をとるべきことを命ずる。                  なお、本命令に従わない場合は、消防法第44条第1号の規定により処罰されることがある。</p> <p style="text-align: center;"><b>【発令者】</b>                  (所 属)</p> <p>(階級・氏名)</p>			
発令日時	年 月 日		午前 午後 時 分
場 所	名 称		
受 命 者 区 分	行 為 者	所 有 者	管 理 者 占 有 者
必 要 な 措 置	第1号	火遊び、喫煙、たき火、火を使用する設備若しくは器具又はその使用に際し火災の発生のおそれのある設備若しくは器具の使用その他これらに類する行為の禁止、停止若しくは制限又はこれらの行為を行う場合の消火準備	
	第2号	残火、取り灰又は火の粉の始末	
	第3号	危険物又は放置され、若しくはみだりに存置された燃焼のおそれのある物件の除去その他の処理	
	第4号	放置され、又はみだりに存置された物件の整理又は除去	
命 令 の 理 由 及 び 命 ず る 措 置			

**【教示】**

この命令に不服のある場合は、命令があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、新潟市長に対して審査請求することができる。

また、この命令については、命令があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、新潟市を被告として処分取消しの訴えを提起することができる（訴訟において新潟市を代表する者は新潟市長となる。）。

なお、この命令について審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、新潟市を被告として処分取消しの訴えを提起することができる。

# 命 令 書

<p><b>【受命者】</b>          (住 所)</p> <p>(職・氏名) <span style="float: right;">様</span></p> <p>火災の予防に危険である又は消防の活動に支障になると認めるので、消防法第3条第1項の規定により次の措置をとるべきことを命ずる。          なお、本命令に従わない場合は、消防法第44条第1号の規定により処罰されることがある。</p> <p style="text-align: center;"><b>【発令者】</b>          (所 属)          (階級・氏名)</p>			
発令日時	年 月 日	午前 午後	時 分
場 所		名 称	
受 命 者 区 分	行為者	所有者	管理者 占有者
必要な措置	第1号	火遊び、喫煙、たき火、火を使用する設備若しくは器具又はその使用に際し火災の発生のおそれのある設備若しくは器具の使用その他これらに類する行為の禁止、停止若しくは制限又はこれらの行為を行う場合の消火準備	
	第2号	残火、取り灰又は火の粉の始末	
	第3号	危険物又は放置され、若しくはみだりに存置された燃焼のおそれのある物件の除去その他の処理	
	第4号	放置され、又はみだりに存置された物件の整理又は除去	
命令の理由及び命ずる措置			

受 領 者	年 月 日 本命令書を確かに受領しました。		
	受領者住所		氏 名

# 命 令 書

<p><b>【受命者】</b>                  (住 所)</p> <p>(職・氏名) <span style="float: right;">様</span></p> <p>火災の予防に危険である又は消防の活動に支障になると認めるので、消防法第5条の3第1項の規定により次の措置をとるべきことを命ずる。                  なお、本命令に従わない場合は、消防法第41条第1項第1号の規定により処罰されることがある。</p> <p style="text-align: center;"><b>【発令者】</b>                  (所 属)                  (階級・氏名)</p>			
発令日時	年 月 日	午前 午後	時 分
所在地	名 称		
受命者区分	行為者 所有者 管理者 占有者 その他（ ）		
必要な措置	第1号	火遊び、喫煙、たき火、火を使用する設備若しくは器具又はその使用に際し火災の発生のおそれのある設備若しくは器具の使用その他これらに類する行為の禁止、停止若しくは制限又はこれらの行為を行う場合の消火準備	
	第2号	残火、取り灰又は火の粉の始末	
	第3号	危険物又は放置され、若しくはみだりに存置された燃焼のおそれのある物件の除去その他の処理	
	第4号	放置され、又はみだりに存置された物件の整理又は除去	
命令の理由及び命ずる措置			

**【教示】**

この命令に不服のある場合は、命令を受けた日の翌日から起算して30日以内に、新潟市長に対して審査請求することができる。

また、この命令については、命令を受けた日の翌日から起算して30日以内に、新潟市を被告として処分の取消しの訴えを提起することができる（訴訟において新潟市を代表する者は新潟市長となる。）。

なお、この命令について審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決を受けた日の翌日から起算して30日以内に、新潟市を被告として処分の取消しの訴えを提起することができる。

# 命 令 書

<p><b>【受命者】</b>          (住 所)</p> <p>(職・氏名) <span style="float: right;">様</span></p> <p>火災の予防に危険である又は消防の活動に支障になると認めるので、消防法第5条の3第1項の規定により次の措置をとるべきことを命ずる。          なお、本命令に従わない場合は、消防法第41条第1項第1号の規定により処罰されることがある。</p> <p style="text-align: center;"><b>【発令者】</b>          (所 属)          (階級・氏名)</p>			
発令日時	年 月 日	午前 午後	時 分
所在地		名 称	
受命者区分	行為者 所有者 管理者 占有者 その他 ( )		
必要な措置	第1号	火遊び、喫煙、たき火、火を使用する設備若しくは器具又はその使用に際し火災の発生のおそれのある設備若しくは器具の使用その他これらに類する行為の禁止、停止若しくは制限又はこれらの行為を行う場合の消火準備	
	第2号	残火、取り灰又は火の粉の始末	
	第3号	危険物又は放置され、若しくはみだりに存置された燃焼のおそれのある物件の除去その他の処理	
	第4号	放置され、又はみだりに存置された物件の整理又は除去	
命令の理由及び命ずる措置			

受 領 者		年 月 日	本命令書を確かに受領しました。	
	受領者住所		氏 名	

新 第 号  
年 月 日

様

新潟市 消防署長

命令内容報告書

下記のとおり、命令を行ったので、命令書（写）を添付のうえ、報告します。

記

- 1 所在地  
名 称  
用 途
- 2 送達日
- 3 送達方法

# 消防法による命令の公告

（防火対象物・製造所等）の所在地

（防火対象物の名称・製造所等の名称及び完成検査番号）

命令を受けた者の氏名

上記（防火対象物・製造所等）は、消防法に違反している  
ので、 年 月 日、消防法第 に  
基づき次の事項を命じたものである。

## 記

### 命令事項

年 月 日  
（新潟市消防長・新潟市 消防署長）

### 注意

- この標識は、消防法の規定に基づき設置したものである。
- この標識を損壊した者は、法律により罰せられることがある。

備考1 この用紙の大きさは、日本産業規格 A3 とする。

2 「消防法による命令の公告」、注意書及び縁は、赤色とする。

新潟市消防局公告第 号

消防法による命令の公告

（防火対象物・製造所等）の所在地

（防火対象物・製造所等）の名称

命令を受けた者の氏名

上記（防火対象物・製造所等）は、消防法に違反しているので、 年 月 日、  
消防法第 に基づき次の事項を命じたものである。

命令事項

年 月 日

新潟市消防長  
（氏名）

新潟市消防局公告第 号

液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律による公告

所在地

名 称

認定の取消しを受けた者の氏名

上記 是、液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律の基準に適合していないため、 年 月 日、液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律第35条の10に基づき認定を取り消したものである。

年 月 日

新潟市消防長  
(氏名)

新 第 号  
年 月 日

（住所）  
（氏名） 様

（新潟市消防長・新潟市 消防署長）  
（氏名） 印

催告書

所在地  
名 称  
用 途

別添の 年 月 日付け 第 号の命令書（写）により命令した  
事項が履行されていないので、直ちに履行するよう催告する。

新 第 号  
年 月 日

（住所）  
（氏名） 様

（新潟市消防長・新潟市 消防署長）  
（氏名） 印

### 命令解除通知書

所在地  
名 称

あなたの（所有・占有・管理）する上記 について、 年 月 日付  
け 第 号による 命令については、下記の理由によりこれを解  
除します。

記

解除の理由

新 第 号  
年 月 日

様

新潟市 消防署長

命令解除報告書

下記のとおり、命令の解除を行ったので、命令解除通知書（写）を添付のうえ、報告  
します。

記

- 1 所在地  
名 称  
用 途
- 2 送達日
- 3 送達方法

新 第 号  
年 月 日

（住所）  
（氏名） 様

新潟市 消防署長  
（氏名） 印

### 特例認定取消書

下記防火対象物は、消防法第8条の2の3第6項第 号（第36条第1項において準用する場合を含む。）に該当するため、同項の規定に基づき特例認定を取り消す。

#### 記

- 1 防火対象物所在地、名称等
- 2 特例認定年月日・番号
- 3 特例認定取消(処分)の理由となる事実

#### 教示

この処分不服のある場合には、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に新潟市消防長に対して審査請求をすることができる。

また、この処分については、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、新潟市を被告として処分の取消しの訴えを提起することができる。（訴訟において新潟市を代表する者は新潟市長となる。）。

なお、この処分について審査請求をした場合には、当該審査請求に対する判決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、新潟市を被告として処分の取消しの訴えを提起することができる。

新 第 号  
年 月 日

様

新潟市 消防署長

特例認定取消報告書

下記のとおり、消防法第8条の2の3第1項（消防法第36条第1項において準用する消防法第8条の2の3第1項）に規定する特例の認定を取り消したので、特例認定取消書（写）を添付のうえ、報告します。

記

- 1 防火対象物  
所在地  
名称  
用途
- 2 送達日
- 3 送達方法

新 第 号  
年 月 日

(住所)  
(氏名) 様

新潟市消防長  
(氏名) 印

### 許可取消書

あなたの(所有・占有・管理)する下記製造所等( 年 月 日 指令第 号  
設置許可)は、消防法第12条の2第1項の規定に基づき、許可を取り消す。

#### 記

- 1 施設区分
- 2 設置場所又は常置場所
- 3 許可番号  
年 月 日 指令第 号
- 4 違反事実
- 5 取消しの理由

#### 教示

この処分に不服のある場合には、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に新潟市長に対して審査請求をすることができる。

また、この処分については、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、新潟市を被告として処分の取消しの訴えを提起することができる(訴訟において新潟市を代表する者は新潟市長となる。)

なお、この処分について審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、新潟市を被告として処分の取消しの訴えを提起することができる。

新 第 号  
年 月 日

(住所)  
(氏名) 様

新潟市消防長  
(氏名) 印

### 許可取消書

（火薬類取締法・高圧ガス保安法・液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律）第 規定に基づき、下記の許可を取り消す。

#### 記

- 1 許可年月日  
年 月 日（指令第 号）
- 2 所在地及び名称
- 3 違反事実
- 4 取消しの理由

#### 教示

この処分に不服のある場合には、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に新潟市長に対して審査請求をすることができる。

また、この処分については、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、新潟市を被告として処分の取消しの訴えを提起することができる（訴訟において新潟市を代表する者は新潟市長となる。）。

なお、この処分について審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、新潟市を被告として処分の取消しの訴えを提起することができる。

新 第 号  
年 月 日

（住所）  
（氏名） 様

新潟市消防長  
（氏名） 印

### 登録取消書

（高圧ガス保安法・液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律）第  
の規定に基づき、下記の登録を取り消す。

#### 記

- 1 登録年月日  
年 月 日（指令第 号）
- 2 所在地及び名称
- 3 違反事実
- 4 取消しの理由

#### 教示

この処分に不服のある場合には、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に新潟市長に対して審査請求をすることができる。

また、この処分については、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、新潟市を被告として処分の取消しの訴えを提起することができる（訴訟において新潟市を代表する者は新潟市長となる。）。

なお、この処分について審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、新潟市を被告として処分の取消しの訴えを提起することができる。

新 第 号  
年 月 日

(住所)  
(氏名) 様

新潟市消防長  
(氏名) 印

### 認定取消書

液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律第 の規定に基づき、下記の認定を取り消す。

#### 記

- 1 認定年月日  
年 月 日（指令第 号）
- 2 所在地及び名称
- 3 違反事実
- 4 取消しの理由

#### 教示

この処分に不服のある場合には、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に新潟市長に対して審査請求をすることができる。

また、この処分については、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、新潟市を被告として処分の取消しの訴えを提起することができる（訴訟において新潟市を代表する者は新潟市長となる。）。

なお、この処分について審査請求をした場合には、当該審査請求に対する判決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、新潟市を被告として処分の取消しの訴えを提起することができる。

情報提供シート

年 月 日

対象物情報	所在地				
	名称				
	用途				
	構造・規模				
	収容人員				
	備考				
違反の発生日					
違反の概要					
適用条文					
被告発人の 情報	法人	所在地			
		法人名称			
		代表者		役職	
	個人	住所			
		氏名		職業	
		生年月日			
対応経緯 (行政指導、 行政処分等)					
備考					
担当者情報 (消防機関)	所属				
	氏名		連絡先		

添付書類 有・無

新 第 号  
年 月 日

様

（新潟市消防長・新潟市 消防署長）  
（氏名） 印

告発書

下記の犯罪があると思慮するので、刑事訴訟法第239条第2項の規定により、関係書類を添えて告発します。

記

- 1 被告発人
- 2 罪名及び適用法条
- 3 犯罪の事実
- 4 証拠となるべき資料
- 5 犯罪の情状
- 6 意見
- 7 参考事項

新 第 号  
年 月 日

様

新潟市 消防署長

告発報告書

別添の告発書（写）により、告発を行ったので報告します。

新 第 号  
年 月 日

様

新潟市 消防署長

告発に係る処分通知報告書

年 月 日付け 第 号により行った告発について、別添のとおり処  
分の通知がありましたので、報告します。

新 第 号  
年 月 日

地方裁判所民事 部 御中

（新潟市消防長・新潟市 消防署長）  
（氏名） 印

通 知 書

に基づき過料に処せられるべき事件を発見したので、下記  
のとおり通知します。

記

- 1 違反者の氏名及び住所  
住 所  
氏 名
- 2 （違反対象物・違反事業所・違反機関）の名称等  
所在地  
名 称
- 3 違反事実の要旨
- 4 該当法条
- 5 添付書類

新 第 号  
年 月 日

様

新潟市 消防署長

過料事件報告書

（消防法・高圧ガス保安法・液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律）の規定に基づき、過料に処せられるべき事件を発見し、別添（写）により過料事件の通知を行ったので報告します。

新 第 号  
年 月 日

（住所）  
（氏名） 様

（新潟市消防長・新潟市 消防署長）  
（氏名） 印

### 戒 告 書

- 1 所在地
- 2 名 称

上記 については、 認めたので  
規定に基づき 年 月 日付け 第 号をもって  
年 月 日までに することを命じましたが、いまだ履  
行されていません。

よって、前記命令を 年 月 日までに履行しないときは、行政代執行法第  
2条の規定に基づき、代執行を行うこととしたので、この旨行政代執行法第3条第1  
項の規定に基づき、戒告します。

なお、代執行に要するすべての費用を行政代執行法第2条の規定に基づき、徴収し  
ます。

また、代執行により生ずる損害については、すべて責任を負わないので、申し添え  
ます。

#### 教示

この戒告に不服のある場合には、この戒告があったことを知った日の翌日から起算  
して3か月以内に新潟市長に対して審査請求をすることができる。

また、この戒告については、この戒告があったことを知った日の翌日から起算して  
6か月以内に、新潟市を被告として戒告の取消しの訴えを提起することができる（訴訟  
において新潟市を代表する者は新潟市長となる。）。

なお、この戒告について審査請求をした場合には、当該審査請求に対する判決があ  
ったことを知った日の翌日から起算して6月か以内に、新潟市を被告として戒告の取  
消しの訴えを提起することができる。

新 第 号  
年 月 日

（住所）  
（氏名） 様

（新潟市消防長・新潟市 消防署長）  
（氏名） 印

### 代執行令書

- 1 所在地
- 2 名称

上記の については、 年 月 日付け 第 号をもって  
戒告しましたが、いまだ履行されていません。

よって、行政代執行法第2条の規定に基づき、代執行を次により行うこととしたので、この旨行政代執行法第3条第2項の規定に基づき通知します。

なお、代執行に要するすべての費用を行政代執行法第2条の規定に基づき、徴収します。

また、代執行により生ずる損害についてはすべて責任を負わないので、申し添えます。

- 1 代執行の期日
- 2 現場執行責任者（職・氏名）
- 3 代執行に要する費用の概算見積額
- 4 代執行の内容

#### 教示

この処分不服のある場合には、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に新潟市長に対して審査請求をすることができる。

また、この処分については、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、新潟市を被告として処分の取消しの訴えを提起することができる（訴訟において新潟市を代表する者は新潟市長となる。）。

なお、この処分について審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、新潟市を被告として処分の取消しの訴えを提起することができる。

新 第 号

代執行執行責任者証

所 属  
階級・氏名

上記の者は、下記の行政代執行の執行責任者であることを証する。

年 月 日

（新潟市消防長・新潟市 消防署長）  
（氏名）

印

記

- 1 代執行をなすべき事項
- 2 代執行をなすべき期日

新 第 号  
年 月 日

（住所）  
（氏名） 様

（新潟市消防長・新潟市 消防署長）  
（氏名） 印

### 代執行費用納付命令書

- 1 所在地
- 2 名称

年 月 日付 第 号の代執行令書による代執行に要した費用の金額が決定したので、行政代執行法第5条の規定に基づき、代執行費用を次のとおり納付するよう命令します。

なお、指定された期日までに納付しないときは、国税滞納処分の例により徴収することがあるので、申し添えます。

- 1 納付期日
- 2 納付金額
- 3 納付方法
- 4 代執行の内容

#### 教示

この処分に不服のある場合には、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に新潟市長に対して審査請求をすることができる。

また、この処分については、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、新潟市を被告として処分の取消しの訴えを提起することができる（訴訟において新潟市を代表する者は新潟市長となる。）。

なお、この処分について審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、新潟市を被告として処分の取消しの訴えを提起することができる。

新 第 号  
年 月 日

様

新潟市 消防署長

代執行報告書

別添の戒告書（写）、代執行令書（写）及び代執行費用納付命令書（写）により代執行を別紙のとおり完了したので報告します。

新 第 号  
年 月 日

様

新潟市 消防署長

略式の代執行報告書

年 月 日から 年 月 日までの間、公告を行った後、別紙のとおり略式の代執行を行ったので報告します。

なお、保管した物件は、別添の保管物件処理票のとおりです。

保管物件処理票

新潟市 消防署

名称又は種類

形状及び数量

所在場所

除去日時

保管日時

保管場所

公示日時

備考

新潟市消防局公告第 号

消防法による措置の予告

新潟市 区 にある防火対象物の に存置されている物件は、火災の予防に危険であると認めるので、当該物件の所有者、管理者又は占有者で権原を有する者は、  
年 月 日までに、当該物件を除去すること。

なお、除去されない場合は、消防法第5条の3第2項の規定に基づき、強制的に除去します。

年 月 日

新潟市消防長  
(氏名)

新潟市消防局公告第 号

保管物件公告

と認めるので、消防法第 条第 項の規定により、下記物件を保管しました。心あたりの人は、速やかに当消防局に申し出てください。

年 月 日

新潟市消防長  
(氏名)

記

- 1 名称又は種類
- 2 形状及び数量
- 3 物件の所在した場所
- 4 除去した日時
- 5 保管を始めた日時
- 6 保管の場所
- 7 保管物件の返還を求めるための必要事項

年 月 日

（宛先）（新潟市消防長・新潟市 消防署長）

住所

氏名

保管物件返還請求書

貴署に保管されている下記物件は、私の（所有・管理・占有）するものでありますから、返還されるよう請求します。

記

- 1 名称又は種類
- 2 形状及び数量

---

上記物件を受領しました。

年 月 日

受領者

年 月 日

（宛先）（新潟市消防長・新潟市 消防署長）

住所  
氏名

所有権放棄書

貴署に保管されている下記物件の所有権を放棄します。

記

- 1 名称又は種類
- 2 形状及び数量

新 第 号  
年 月 日

(住所)  
(氏名) 様

新潟市 消防署長  
(氏名) 印

### 保管費用納付命令書

年 月 日付で返還した物件の保管等に要した費用は、下記のとおりであることから、年 月 日までに へ納入するよう消防法第 条の規定に基づき命令する。

なお、指定する期日までに納入しないときは、国税徴収法の例により徴収することがある。

#### 記

金 円	費目別	金額	内 訳

#### 教 示

この命令に不服のある場合は、命令があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に新潟市長に対して審査請求をすることができる。

また、この命令については、命令があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に新潟市を被告として処分の取消しの訴えを提起することができる（訴訟において新潟市を代表する者は新潟市長となる。）。

なお、この命令について審査請求をした場合には、当該審査請求に対する判決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に新潟市を被告として処分の取消しの訴えを提起することができる。

別記様式第58号（第26条関係）

年 月 日

（宛先）（新潟市消防長・新潟市 消防署長）

住所  
氏名

印

受領書

年 月 日付け 第 号の は確かに受領しました。

新 第 号  
年 月 日

（ 市町村長・ 消防長） 様

新潟市 消防署長  
（氏名）

命令発令通知書

消防法第11条の5第2項の規定に基づく命令を発令したので、同条第3項の規定により下記のとおり通知します。

記

移動 タンク 貯蔵所	設置者	住 所	
		氏 名	
	常置場所		
	設置又は変更の 許可年月日・番号	年 月 日	第 号
	設置又は変更完成 検査年月日・番号	年 月 日	第 号
違反事実 （違反条項）			
命 令	発令年月日		
	名宛人の 住所・氏名		
	命令の内容		
命令の履行状況			
その他			

担当者氏名：（所属・氏名）

連絡先：（電話番号）

新 第 号  
年 月 日

様

（新潟市消防長・新潟市 消防署長）

（氏名）

印

火災予防関係事項照会書

消防法令違反の調査のために必要があるので、下記事項について、消防法  
第35条の13の規定に基づき照会します。

記

担当者氏名：（所属・氏名）

連絡先：（電話番号）